

京都市消防局訓令乙第17号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局部長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第1条中「消防署警防課担当課長及び消防分署警防課担当課長」を「警防統括課長」に改める。

第7条第4項中「消防署予防課長，消防署警防課長」を「消防署消防課長」に，「消防分署警防課長」を「消防分署消防課長」に改め，同条第5項中「消防署課長」の右に「又は消防署警防統括課長」を，「消防分署課長」の右に「又は消防分署警防統括課長」を加える。

別表第1課長の項中第16号を第17号とし，第7号から第15号までを1号ずつ繰り下げ，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 1件100,000円以下の支出命令（支出決定を兼ねるものを除く。）に関すること。

別表第1消防署長の項中第12号を第13号とし，第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 1件100,000円以下の支出命令（支出決定を兼ねるものを除く。）に関すること。

別表第1消防署副署長の項第1号中「所属職員（）」を「補佐職員（）」に，同項第2号中「所属職員」を「補佐職員」に，同項第3号中「所属職員（）」を「補佐職員（）」に，同項第4号中「所属職員」を「補佐職員」に改める。

別表第1消防署予防課長の項中「消防署予防課長」を「消防署消防課長」に改め，同項第1号中「補佐職員」の右に「(消防司令長以上の者を除く。）」を加え，同項に次の3号を加える。

(13) 住宅防火対策に関すること。

(14) 在宅避難困難者その他の特に配慮を要する者に対する防火及び防災に係る安全対策に関すること。

(15) 自主防災会の連絡組織に関すること。

別表第1 消防署警防課長及び消防分署警防課長の項を次のように改める。

消防分署消防課長	<ul style="list-style-type: none">(1) 補佐職員（消防司令長以上の者を除く。）の2日以内の休暇、欠勤等の承認等に関すること。(2) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。(3) 軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。(4) 査察及び事業所の防火指導に関すること。(5) 証明に関すること。(6) 住宅防火対策に関すること。(7) 在宅避難困難者その他の特に配慮を要する者に対する防火及び防災に係る安全対策に関すること。(8) 自主防災会の連絡組織に関すること。
----------	--

別表第1 消防署警防課担当課長及び消防分署担当課長の項を次のように改める。

消防署警防統括課長及び消防分署警防統括課長	<ul style="list-style-type: none">(1) 補佐職員の2日以内の休暇、欠勤等の承認等に関すること。(2) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。(3) 軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。(4) 査察及び事業所の防火指導の計画及び実施に関すること。(5) 証明に関すること。(6) 自主防災会及び自主防災部に対する指導の計画及び実施に関すること。(7) 地域における防火及び防災の安全対策に関すること。(8) 自主防災組織用器材の点検整備に関すること。(9) 警防訓練の計画及び実施に関すること。(10) 消防警備等の計画及び実施に関すること。(11) 非常召集計画に関すること。(12) 地域及び防火対象物の警防調査及び警防指導の計画及び実施に関すること。(13) 特別消防対象物警備計画に関すること。(14) 災害現場活動検討会等の計画及び実施に関すること。
-----------------------	--

別表第2 総務部長の項中第28号を第29号とし、第2号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 臨時的任用職員の採用、期間の更新、退職等に関する事。

別表第2 予防部長の項第12号中「許可」を「火薬類の規制」に改め、同項に次の1号を加える。

(13) 高圧ガス保安法による高圧ガスの規制に関する事。

別表第2 人事課長の項中第14号を第15号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 出納（物品に係るものを除く。）の通知に関する事。

別表第2 施設課長の項中「財政部長」を「財政担当局長」に、同項第7号中「関することに関する事」を「関すること」に改める。

別表第2 指導課長の項を次のように改める。

指導課長	<p>(1) 京都市火災予防規程第58条及び第63条による同意等（局長が行うものに限る。）のうち、高さが31メートル以下の建築物で、消防法施行令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(11)項、(12)項、(13)項、(14)項、(15)項又は(16)項ロに掲げる防火対象物の用途に供するものに関する事。</p> <p>(2) 消防法による危険物製造所等の設置及び変更の許可のうち、完成検査、仮使用承認及び完成検査前検査に関する事。</p> <p>(3) 消防法による危険物製造所等の予防規程の認可に関する事。</p> <p>(4) 危険物の判定に関する事。</p> <p>(5) 火薬類取締法による許可及び認可に関する事。</p> <p>(6) 火薬類取締法による検査に関する事。</p> <p>(7) 高圧ガス保安法による許可並びに登録及びその更新に関する事。</p> <p>(8) 高圧ガス保安法による検査に関する事。</p>
------	---

別表第2 消防分署長の項に次の2号を加える。

(5) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関する事。

(6) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請

求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち
軽易なものに関すること。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)